

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年7月31日

京都市長 松井孝治

1 届出者の氏名及び住所

株式会社 大丸松坂屋百貨店

代表取締役 宗森 耕二

東京都江東区木場二丁目18番11号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 大丸松坂屋百貨店 大丸京都店

京都市下京区四条通高倉西入立売西町79番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 6箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 収容台数 684台	位置 7箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 収容台数 558台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 4箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 収容台数 315台	位置 3箇所(届出書添付 図面記載のとおり) 収容台数 231台

変更事項	変 更 前	変 更 後
来客が駐車場を利用 することができる時 間帯	契約駐車場 午前9時30分から 午後9時30分まで (一部、午前9時30分から 午後7時30分まで)	契約駐車場 午前9時30分から 午後9時30分まで (一部、午前9時30分から 午後8時または午後9時まで)
駐車場の自動車の出 入口の数及び位置	数 10箇所 位 置 届出書添付図面記 載のとおり	数 12箇所 位 置 届出書添付図面記 載のとおり
荷さばき施設におい て荷さばきを行うこ とができる時間帯	通 常 午前8時30分から 午後6時30分まで 繁忙期 午前8時から 午後10時まで	午前6時30分から 午後10時まで

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

令和7年7月19日 ほか

3 届出年月日

令和7年7月18日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 期間

令和7年7月31日(木)から同年12月1日(月)まで(京都市の休日を定める
条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和7年12月1日(月)

(産業観光局地域企業振興室)